

千葉県障害福祉サービス事業者業務管理体制確認検査実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号。以下「障害者総合支援法」という。）第51条の3、第51条の4、第51条の32、第51条の33の規定及び児童福祉法（昭和22年法律第164号）第21条の5の26、第21条の5の27、第24条の39、第24条の40の規定に基づき、障害者総合支援法に基づく指定事業者等及び指定相談支援事業者並びに児童福祉法に基づく指定障害児事業者等、指定障害児入所施設等の設置者及び指定障害児相談支援事業者（以下「障害福祉サービス事業者」という。）に対して行う業務管理体制の整備に関する検査について必要な事項等を定めることにより、その的確かつ効果的な検査の実施並びに均一な検査水準の確保を図ることを目的とする。

(検査の種類)

第2条 検査の種類は、次の各号のとおりとする。

(1) 一般検査

業務管理体制の届出内容を確認するため、定期的に行う検査とする。

(2) 特別検査

指定等取消処分相当の事案が発覚した場合に行う検査とする。

(検査の対象)

第3条 検査計画及び検査対象は、次の各号のとおりとする。

(1) 一般検査

毎年度策定する実施計画に基づき選定した障害福祉サービス事業者

(2) 特別検査

指定事業所等の指定等取消処分相当の事案が発覚した障害福祉サービス事業者

(検査方法等)

第4条 一般検査及び特別検査は、次の方法により行うものとする。

(1) 一般検査

ア 業務管理体制の整備内容について、書面（様式第1号）により報告等を求める。

イ アの報告等の内容に不備が認められた場合には、障害福祉サービス事業者の従業者に出頭を求め、改善を求める。

ウ イにおいて改善が見込まれない場合には、当該障害福祉サービス事業者の本部等へ立ち入り、業務管理体制の整備状況を検証する。

エ 立入検査は、障害福祉サービス事業者業務管理体制確認検査指針（平成24年3月30日付け障発0330第32号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知）を踏まえ、原則として以下の手続きに基づき実施する。

（ア）立入検査の通知

被検査障害福祉サービス事業者を決定したときは、あらかじめ検査の日時、場所、出席者、根拠法令等を文書等により当該障害福祉サービス事業者へ通知するものとする。

ただし、実態把握のために必要がある場合には、この限りでない（この場合は、立入検査時に告知するものとする。）。

（イ）立入検査結果の通知等

a 立入検査の結果、改善を要すると認められた事項については、文書によってその旨の通知を行うものとする。

b aで通知した事項について、期限を付して文書により報告を求めるものとする。

（ウ）行政上の措置

立入検査の結果、行政上の措置を要すると認められた場合には、障害福祉サービス事業者に対して、文書により次に掲げる措置を行うとともに、期限を付して対応内容についての報告を求めるものとする。

a 勧告

厚生労働省で定める基準に従って適正な業務管理体制を整備していないと認めるときは、対象事業者に対し、期限を定めて、その是正を勧告することができる。

なお、勧告を受けた対象事業者が期限内にこれに従わなかったときは、その旨を公表することができる。

b 命令

aの勧告を受けた障害福祉サービス事業者が、定められた期限内に、正当な理由なく勧告に係る措置をとらなかったときは、期限を定めて、その措置をとるべきことを命ずることができる。

命令したときは、その旨を公表しなければならない。

（2）特別検査

障害福祉サービス事業者の指定等取消処分相当の事案が発覚した場合には、当該事業者の本部等へ立ち入り、業務管理体制の整備状況を検証するとともに、当該事案への組織的関与の有無を検証する。

立入検査の実施手続きは、第1号エの規定を準用する。

(3) 命令違反に係る対応

第1号エ(ウ) bの命令(前号の規定により、検査に準用される場合も含む。)に違反したときは、当該違反の内容を関係都道府県知事等に通知するとともに、他の事業所等の指定(許可)・更新の拒否に該当する旨、併せて通知するものとする。
(その他)

第5条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の施行に必要な事項は、別に定める。

附 則
この要綱は、平成25年10月1日から施行する。